

# 大阪教育大学附属池田小学校事件に係る御遺族との合意書

平成15年6月8日締結

## 合意書

### 前文

学校は、子どもたちが保護者から離れて学習する場であり、本来最も安全な場でなければならない。「開かれた学校」の視点は重要であるが、それを意識するあまり「安全な学校」という大前提が蔑ろにされることがあってはならない。

平成11年12月の京都市立日野小学校で発生した児童刺殺事件後の平成12年1月において、文部科学省（当時の文部省）は、附属学校を置く国立大学長に対し、安全管理に関する通知を発出したが、その通知後においても、平成12年1月の和歌山県かつらぎ町立妙寺中学校における不審者の校内侵入による生徒殺人未遂事件などが発生していた中で、通知の内容を見直すことなく、また、附属学校を設置管理する文部科学省及び大阪教育大学では、各附属学校の安全措置の状況を把握したり、特段の財政措置を講じたりしていなかった。さらに、大阪教育大学教育学部附属池田小学校（以下、「附属池田小学校」という。）においては、先の通知に関して、教職員に対して一度口頭で伝えたにとどまり、それ以外の格別の対応をとっておらず、別紙の事件（以下、「本件事件」という。）当日においても、不審者に対して教職員の十分な対応がなされていなかった。

このような状況の下で、本件事件において、8人の幼い児童の尊い命が奪われたことは、痛恨の極みである。文部科学省及び大阪教育大学並びに附属池田小学校は、その責任を深く自覚する。

本合意書は、文部科学省及び大阪教育大学並びに附属池田小学校が、本件事件について真摯に謝罪し、今後二度とこのような事件が発生しないよう万全を期することを誓うとともに、その誓いの証として実効性のある安全対策を掲げ、もって亡児童に捧げるものである。

以上の趣旨において、文部科学省及び大阪教育大学並びに附属池田小学校は、御遺族との間で、以下の事項について合意した。

### 第1条 謝罪

- 文部科学省は、亡児童に謹んで哀悼の意を表するとともに、亡児童及び御遺族に対し、過去に同種の事件が発生していたにもかかわらず、適切な防止策を講じず、安全であるべきはずの学校で、何の罪もない8人の幼い児童の尊い命が奪われたことを、真摯に反省し、衷心より謝罪する。
- 大阪教育大学は、亡児童に謹んで哀悼の意を表するとともに、亡児童及び御遺族に対し、附属池田小学校の安全管理に十分な配慮をしなかったため、適切な防止策を講じず、また、緊急事態発生時の対応を教職員に徹底せず、安全であるべきはずの学校で、何の罪もない8人の幼い児童の尊い命が奪われたことを、真摯に反省し、衷心より謝罪する。
- 附属池田小学校は、亡児童に謹んで哀悼の意を表するとともに、亡児童及び御遺族に対し、学校安全についての危機意識の低さから、外部からの不審者を容易に侵入させてしまい殺傷行為の発生を未然に防止することができなかつた、危機通報、救助要請、組織的情報伝達、避難誘導、救命活動、搬送措置が十分にはなされなかつたため、殺傷行為の継続を許してしまひ、また結果発生を最小限に止めることができなかつた、それらの結果により、何の罪もない8人の幼い児童の尊い命が奪われたこと、及び、事件後の対応に不備があつたことを、真摯に反省し、衷心より謝罪する。

## 第2条 損害賠償

国は、本件事件において、附属池田小学校の安全管理が十分ではなかったことについて、御遺族に対して損害賠償金の支払義務を認め、御遺族及び国は、本合意書に基づき、具体的な賠償金額を記載した合意条項を別途作成・締結するとともに、本件事件において、この合意条項に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認する。

## 第3条 再発防止策

### 1 文部科学省

御遺族の協力を受けながら、平成14年11月にハード面の防犯対策の報告書及び同年12月にソフト面の危機管理マニュアルを作成し、既に全国の学校の設置者及び各学校等に配布したところであり、これらのマニュアル等を全国の学校に普及させていくため、防犯や応急手当等についての訓練等を実施する「防犯教室」の開催を推進するとともに、学校施設の防犯対策に関する手引書の作成、学校の施設整備指針の改訂等を行う。また、「開かれた学校」の推進に当たっては、学校における子どもたちの安全確保が絶対条件であることについて、周知徹底を図っていく。さらに、各学校における安全管理の取り組みを定期的に調査し、その結果を公表するとともに、マニュアル等について、必要に応じて、外部の有識者の協力も受けながら見直しを図る。

そして、このような学校防犯を含む学校安全施策について、対症療法的な一時的対策にとどまらず、組織的、継続的に対応する。

### 2 大阪教育大学

全教職員の危機対応能力の向上を図るとともに、教員養成機関として、学校安全に関する実践的な教育・研究を充実し、適切な危機管理や危機対応を行える教員を養成する。

附属学校園における安全管理の状況について、定期的な実態調査を実施し、点検、見直し、改善を継続して行い、事件・事故の未然防止を図る。

また、平成15年4月に新設した「学校危機メンタルサポートセンター」において、学校の安全管理に資するための全国共同利用施設として、国内外の危機管理の取り組みや実際の学校危機事例等の調査研究、情報の収集・分析・発信を行う。同センターの機能をより実効性のあるものとするため、同センターの人的物的資源を充実していく。

### 3 附属池田小学校

児童の学校生活上の安全保障を徹底するため、校務分掌として設置された学校安全部により不審者対応訓練を定期的に実施するなど、外部からの不審者を容易に侵入させることのないよう人的物的措置を講じる。また、PTAと連携し、登下校時や放課後の安全確保についても努める。

さらに、学校単独での安全対策にとどまらず、警察、消防、池田市をはじめとする近隣の自治体と連携し、総合的な児童の安全対策の推進に努める。

文部科学省が作成したハード面の防犯対策の報告書、ソフト面の危機管理マニュアルをもとに本校独自の実効性のある危機管理マニュアルを作成、実施し、必要に応じ隨時改訂を行う。

そして、毎月8日を「安全の日」と定め、上記危機管理マニュアルの内容が確実に実施されているかを責任を持って点検していく。

これらの安全管理への取り組みのほか、児童の学習活動への取り組みとして、道徳・総合的な学習の時間等において「命の大切さ」を感じ取る教育内容の研究をさらに推進し、個々の児童が安全な社会の担い手となる教育に努める。

## 大阪教育大学教育学部附属池田小学校事件の概要

### ○ 事件の概要

大阪教育大学教育学部附属池田小学校に出刃包丁を持った男1名（宅間 守被告人）が、平成13年6月8日（金）の2時間目の授業が終わりに近づいた午前10時過ぎころ、自動車専用門から校内に侵入し、校舎1階にある第2学年と第1学年の教室等において、児童や教員23名を殺傷した。

平成13年9月14日大阪地方検察庁は、被告人を殺人、殺人未遂、建造物侵入及び銃刀法違反で、大阪地方裁判所に起訴した。

【犠牲者】死 者 8名 [1年男子児童1名 2年女子児童7名]

負傷者 15名 [児童13名（男子5名 女子8名） 教員2名]

### ○ 事件の経過

平成13年6月8日午前10時過ぎころ、犯人は自動車で附属池田小学校南側正門前に至ったが、同所の門が閉まっていたことから、そのまま通り過ぎ、同所から離れた自動車専用門に至り、開いていた同小学校専用門の前に自動車を止め、出刃包丁及び文化包丁の入った緑色ビニール袋を持って、同専用門から同小学校敷地内に立ち入った。

2年南組の担任教員は、体育館の横で、犯人とすれ違い軽く会釈をしたが、犯人は会釈を返さなかったので、保護者でもなく教職員でもないと思ったにもかかわらず、何らかの雰囲気を察して振り返るなど、犯人の行く先を確認せず、不審者という認識を抱けなかった。

犯人は、10時10分過ぎころ、2年南組テラス側出入口から担任教員不在の2年南組教室に入り、出刃包丁で5名の児童を突き刺し死に至らしめた。

犯人は2年南組の教室テラス側出入口からテラスに出て東に隣接する2年西組の教室に向かい、10時15分ころテラス側出入口から同教室に入った。

当時2年西組では、児童全員前を向いて座り、担任教員は犯人の侵入方向に向いて教卓の席に着いていた。

犯人は教室に侵入する際大きな物音をたてたが、2年西組の担任教員は気付かなかった。

犯人は侵入したと同時に、3名の児童を次々と突き刺し、うち1名を死に至らしめた。

犯人に気付いた、2年西組の担任教員は、悲鳴をあげ、校内放送を用いて誰かに知らせようとしたが、利用を停止した。その後、同教員は、犯人が児童に向かって包丁を突き刺すのを見たが、児童の避難誘導をせず、警察へ通報するため廊下側前のドアから出て事務室に向かって廊下を走った。

途中、同教員は、廊下で倒れて苦しんでいる児童（この2年南組児童は他の教員がかかわるまで約6分間放置の状態であり、その後死亡した。）を見たが、そのまま事務室に飛び込み、10時18分（警察より確認済み）、110番に通報した。

同教員は、事務室にて110番に通報した際、警察に事件の詳細を聞かれ、対応に時間がかかった（約8分間）。そのため、警察からの救急車の依頼が遅くなり、警察が、救急車を要請したのは、通報を始めてから5分後であった。

同教員不在の間に、犯人は逃げる児童を追い回し、教室内、出入口付近、廊下で5名の児童を突き刺し又は切り付け、うち1名の児童を死に至らしめた。

次いで、犯人は、2年西組教室後方廊下側出入口から廊下に出て、東隣にある2年東組に向かい、10時15分過ぎころ、2年東組廊下側出入口から教室内に入り、児童2名を出刃包丁で突き刺し又は切り付けた。

犯人は、教室内で状況を見た2年東組の担任教員から椅子を持って追い掛けられたことから、テラス側出入口に向かって逃げたが、その途中で教室後方にいた児童1名と、さらに同出入口付近で別の児童1名を突き刺した。

犯人は、教室テラス側出入口からテラスに出たところ、通り掛かった1年南組の担任教員にタックルされ、取り押さえられそうになったことから、同教員を殺害しようと考え、出刃包丁で突き刺した。

その際、犯人は2年東組の担任教員から椅子を投げ付けられたものの、これを意に介さず、テラス上にいた児童を見付けて、その児童らを西方向に追い掛け、10時20分ころ、犯人は、1年南組教室内に児童の姿を認め、同教室テラス側出入口から同教室内に入った。

それまでの間、3名の教員が1年南組の横を通過したにもかかわらず、1年南組にいた児童に危険を知らせ、避難するように声かけできておらず、避難誘導が行われなかつた。

犯人は、1年南組教室テラス側出入口から担任教員不在の1年南組教室内に入り、出刃包丁で3名の児童を突き刺し又は切り付け、うち1名を死に至らしめた。さらに、別の児童1名を同教室テラス側前方に追い詰め出刃包丁で突き刺した際、駆けつけた2年南組の担任教員に背後から出刃包丁を持っている右腕をつかまれたが、同教員目掛けて出刃包丁で切り付け、引き続き、出刃包丁を左手に持ち替え、倒れている同児童を突き刺した。

犯人は、10時20分ころ、2年南組の担任教員及び副校長によって殺人未遂の現行犯人として逮捕され、間もなく、現場に到着した警察官に引き渡された。

犯人を取り押されてから犯人確保までの間、学校全体としての状況把握と組織的な対処行動ができなかつた。死亡した8名の児童は即死ではなく、救命活動の遅れが死因に直結する失血死である。児童に対する組織的な避難誘導、救命活動、搬送処置が行えず、被害を最小限にくい止めることができなかつた。

負傷児童の氏名、場所、人数、負傷の程度の確認など、学校全体としての状況把握ができず、救急車に付き添うよう申し出た教員もいたが、管理職や教務主任は、混乱の中で事件の全容をつかめず、20分前後も放置され既に致死的な状態になっている負傷児童の搬送に、ほとんどの教員が付き添うことができず、また、保護者への児童の搬送先病院の連絡が大きく遅れてしまった。

そのため、事件直後、ある死亡児童の保護者は早い段階で来校したにもかかわらず、学校内で負傷していた児童に会うことができず、自力で探し回った病院で既に死亡した我が子と対面することとなつた。また、事件後において、学校からの説明や弔問が遅れ、教員の心ない表現、発言、行動が遺族の心を大きく傷つけた。

(注) 事件の経過については、『平成13年12月27日、宅間守被告人の初公判における「冒頭陳述」(大阪地方検察庁作成)』、『平成13年11月8日付け、大阪教育大学教育学部附属池田小学校長作成「I. 学校の教育責任に関する反省点(事件後5ヶ月時点)」及び「II. 事件の経過および教職員の行動と課題」』からの引用又は要約したものである。

# 大阪教育大学教育学部附属池田小学校事件 負傷者合意書

平成17年5月8日締結

## 前 文

学校は、子どもたちが保護者から離れて学習する場であり、本来最も安全な場でなければならない。「開かれた学校」の視点は重要であるが、それを意識するあまり「安全な学校」という大前提が蔑ろにされることがあってはならない。

平成11年12月の京都市立日野小学校で発生した児童刺殺事件後の平成12年1月において、文部科学省（当時の文部省）は、附属学校を置く国立大学長に対し、安全管理に関する通知を発出したが、その通知後においても、平成12年1月の和歌山県かつらぎ町立妙寺中学校における不審者の校内侵入による生徒殺人未遂事件などが発生していた中で、通知の内容を見直すことなく、また、附属学校を設置管理する文部科学省および大阪教育大学では、各附属学校の安全措置の状況を把握したり、特段の財政措置を講じたりしていなかった。さらに、大阪教育大学教育学部附属池田小学校（現大阪教育大学附属池田小学校。以下、「附属池田小学校」という）においては、先の通知に関して、教職員に対して一度口頭で伝えたにとどまり、それ以外の格別の対応をとっておらず、大阪教育大学教育学部附属池田小学校事件（以下、「本件事件」という）当日においても、不審者に対して教職員の十分な対応がなされていなかった。

このような状況の下、本件事件において、8人の幼い児童（以下、「本件負傷児童」という）が心身ともに深い傷を負ったことは、痛恨の極みである。国立大学法人大阪教育大学（以下、「大阪教育大学」という）および附属池田小学校はその責任を深く自覚する。

大阪教育大学および附属池田小学校は本件負傷児童に対し、本件事件について真摯に謝罪し、このような事件が再発しないよう万全を期し、実効性ある安全対策をとることを誓う。

本件負傷児童は、PTSD等の後遺障害により、通学・授業への参加等日常生活への適応困難に今日もなお苦しむものである。本件負傷児童の家族は当該負傷児童のPTSD等による生活適応困難に対し、医療機関による治療に加え、本件事件発生以後、学校生活および家庭生活において本件負傷児童が本来の能

力を回復・発現しうるよう、継続して、最大限の努力を払ってきたが、一家族の努力には限界がある。

大阪教育大学および附属池田小学校は、かかる本件負傷児童をとりまく現状を認識・理解し、学校危機メンタルサポートセンターの専門家等の助言を尊重しながら、教育環境を改善し、適切な学校運営を行うことを約束する。

以上の趣旨において、大阪教育大学および附属池田小学校は、本件負傷児童およびその親権者との間で、平成17年5月8日付で、以下のとおり合意した（以下、「本合意」という）。

### 第1条 謝罪

大阪教育大学および附属池田小学校は、本件負傷児童およびその家族に対し、不審者の侵入防止対策等が徹底されなかつた結果、安全であるべきはずの同小学校内で本件事件が発生したことを真摯に反省し、衷心より謝罪する。

### 第2条 損害賠償

大阪教育大学は本件負傷児童および親権者に対し、本件事件において、附属池田小学校の安全管理が十分ではなかつたことによる損害賠償金の支払義務を認め、本合意に基づき、具体的な賠償金額を定めた個別合意を別途締結するとともに、本合意および個別合意に定めるもののほか、本件事件について、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

### 第3条 再発防止策

#### 1 大阪教育大学

(1) 大阪教育大学は、全教職員の危機対応能力の向上を図るとともに、教員養成機関として、学校安全に関する実践的な教育・研究を充実し、適切な危機管理や危機対応を行える教員を養成する。

(2) 大阪教育大学は、附属学校園における安全管理の状況について、定期的な実態調査を実施し、点検・改善を継続して行い、事件・事故の

未然防止を図る。

- (3) 大阪教育大学は、学校危機メンタルサポートセンターの機能を充実させる。

## 2 附属池田小学校

- (1) 附属池田小学校は、児童の学校生活上の安全保障を徹底するため、不審者対応訓練を定期的に実施する等、外部からの不審者を容易に侵入させることのないような措置を講じ、PTAと連携し、登下校時や放課後の安全確保についても努める。
- (2) 附属池田小学校は、警察、消防、池田市をはじめとする近隣の自治体と連携し、児童の安全対策の推進に努めるとともに、実効性のある危機管理マニュアルを作成し、これを実施する。
- (3) 附属池田小学校は、引き続き毎月8日「安全の日」において、上記危機管理マニュアルの内容が確實に実施されているかにつき、責任を持って点検し、隨時必要に応じた改訂を行う。
- (4) 附属池田小学校は、「命の大切さ」を感じる教育内容の研究をさらに推進し、道徳・総合的な学習の時間等において、個々の児童が安全な社会の担い手となる教育に努める。

## 第4条 学習環境における配慮

### 1 学校生活

大阪教育大学および附属池田小学校は、本件負傷児童が他の児童と同様の学校生活を送れるよう、本件負傷児童のメンタルサポート面について十分に配慮した学校運営を行い、逐次検証を行い、必要に応じて改善する。

### 2 学習能力の発揮

大阪教育大学および附属池田小学校は、本件負傷児童が本来の学習能力を発揮できるよう学習環境を整備し、他の児童に比して特別の不利益を被らないため、適切な措置を講じるよう最大限努める。

## 災害共済給付制度の概要

### 1 災害共済給付

独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）の行う災害共済給付は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特殊教育諸学校、幼稚園等（以下「学校」という。）の管理下における児童、生徒等の災害（負傷、疾病、障害、死亡）について、児童、生徒等の保護者等に対して、医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給を行うものである。

### 2 災害給付への加入

センターの災害共済給付は、学校の設置者が保護者等の同意を得てセンターとの間に災害共済給付契約を結び、共済掛金を支払うことによって行われる。

### 3 共済掛金

学校種別ごとの共済掛金の額は、次のとおり。

学 校 種 別	本 土	沖 緹 県
義 務 教 育 諸 学 校	920円	460円
高 等 学 校	全 日 制	920
	定 時 制	490
通 信 制	280	140
中 等 教 育 学 校 (前 期)	920	460
中 等 教 育 学 校 (後 期)	1,840	920
高 等 専 門 学 校	1,880	940
幼 稚 園	270	135
保 育 所	350	175

※共済掛金は、義務教育諸学校では4割から6割の間、他の学校では6割から9割の間で学校の設置者が定める額を保護者が負担し、残りを学校の設置者が負担する。

### 4 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

災害の種類	災 害 の 範 囲	給 付 金 額
負 傷	学校の管理下の事故によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの。	医療費 ・健康保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち3/10は医療保険の被保険者の自己負担額（3割）の分、1/10は療養に伴って要する費用として加算される分） ただし、高額療養費の対象となる場合は、医療保険との調整を行っている。 ・健康保険による入院時食事療養の標準負担額がある場合はその額を加算。
疾 病	学校の管理下の行為によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部省令で定めるもの <ul style="list-style-type: none"><li>・学校給食等による中毒</li><li>・ガス等による中毒</li><li>・熱中症・溺水・異物の嚥下</li><li>・漆等による皮膚炎</li><li>・外部衝撃等による疾病</li><li>・負傷による疾病</li></ul>	
障 害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により1級から14級に区分される。	障害見舞金 3,770万円～82万円[通学中の災害の場合1,885万円～41万円]
死 亡	学校の管理下の事故による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 2,800万円[通学中の場合1,400万円]
	学校の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの	死亡見舞金 1,400万円[通学中の場合も同額]
	学校の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの	死亡見舞金 2,800万円[通学中の場合1,400万円]

\*負傷・疾病についての医療費の支給期間は、支給開始後10年間である。